令和4年度第2回 札幌市地域福祉社会計画審議会

議事録

日 時:2022年11月29日(火)午後1時30分時開会

場 所:道民活動振興センター「かでる2・7」730研修室

1. 開 会

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) 定刻となりましたので、ただいまから令和4年 度第2回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

議事に入るまでの間の進行役を務めさせていただきます。

各委員の皆様には、お忙しいところ、また、お足元の悪い中、本会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中14名の委員にご出席をいただいており、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定いたします定足数を満たしまして、本会議が成立することをご報告させていただきます。

2. 挨 拶

- ○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局総務部長の加藤よりご挨拶申し上げます。
- ○加藤総務部長 札幌市保健福祉局総務部で部長をしております加藤でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、札幌市地域福祉社会計画審議会にご参加をいたただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から札幌市の地域福祉の向上にご理解とご尽力をいただいておりますことに改めまして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、本日は、7月に開催いたしました第1回審議会に続きまして、第2回審議会となります。本日の審議会では、まず、現計画の2021年度の進捗状況について皆様にご説明させていただくほか、この秋に実施いたしまして、現在取りまとめ中である地域の福祉活動に関する市民意識調査についても簡単にご報告させていただきたいと思っております。その後、次期札幌市地域福祉社会計画の改定の方向性についてご審議をお願いしたいと考えております。

地域福祉につきましては、年齢や属性によらず、全ての市民が関わる非常に広い範囲を 対象とするものとなりますので、いろいろと視点を変えて眺めてみれば、その分、新たな 課題が見えてくるものだと感じております。

各分野の専門家であります皆様方からのご意見をたくさんいただきまして、我々行政だけでは把握できない課題に気づくことがよりよい計画の策定につながると私どもは考えておりますので、それぞれのお立場で幅広い視点からのご意見をいただきますよう、改めましてお願い申し上げます。

それでは、本日も少々長い時間を頂戴することになりますけれども、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) それでは、ここでお手元にお配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、令和4年度第2回札幌市地域福祉社会計画審議会の次第、座席表、委員名簿です。また、資料として、資料1-1の札幌市地域福祉社会計画2018について、資料1-2の札幌市地域福祉社会計画2018の進捗状況の報告について、資料2の「地域の福祉活動に関する市民意識調査」の実施について、資料3の第5次札幌市地域福祉社会計画改定の方向性についてです。また、参考資料として、地域の福祉活動に関する市民意識調査の調査票、社会福祉法の抜粋、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの抜粋をお配りさせていただいております。

不足等はございませんでしょうか。もし会を進める中でお気づきの点がありましたらお しらせいただければと思います。

続きまして、前回ご欠席された委員で今回ご出席をいただいております方を私からご紹介させていただきます。

札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷雅之委員です。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進におきまして重要な役割を担っていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、札幌市医師会理事の土井委員、障がい者によるまちづくりサポーター代表の山田委員、公募委員の中村委員がご都合により欠席となっております。

また、当審議会につきましては公開であり、傍聴席を設けております。皆様のご発言については、会議録として整理させていただき、後日、札幌市のホームページに掲載させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

ご発言の際には、お手数ですが、お近くのマイクを使用していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては畑会長にお願いいたします。

3.議事

- ○畑会長 改めまして、会長を務めさせていただいております北星学園大学の畑です。 それでは、早速ですが、議事に入ります。
 - (1) の現計画の進捗状況についてです。

資料に基づき、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(横山福祉活動推進担当係長) それでは、説明をさせていただきます。 資料1-2をご覧ください。

現計画である札幌市地域福祉社会計画2018は、基本理念を達成するため、三つの基本目標、八つの施策を掲げておりまして、本計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定しております。2021年度までの成果指標の進捗状況についてまと

めておりますので、報告をさせていただきます。

まず、基本目標1の市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援しますの施 策1の福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上です。

こちらの指標としては、福祉推進委員会の設置数となっております。福祉推進委員会は、 福祉のまち推進センターの基本的な活動である見守り活動、支え合い活動が地域でよりき め細やかに行われるように設置を推進しているものでして、この施策の指標としておりま す。

目標値につきましては、各区において、年間3か所、全市で30か所を設置することを目的として取組を進めておりまして、6年間で1,500か所の設置を目指しております。

計画の1年目の2018年から翌年度の2019年度においては40か所で福祉推進委員会が新たに設置されておりますが、2020年度は、コロナの影響により、94か所の福祉委員会が減少しました。また、2021年度は、前年度と比較し、34か所増えまして、福祉推進委員会としての活動に若干の回復が見られております。

続きまして、施策2の市民の主体的活動による地域福祉活動の推進です。

こちらの指標としては、ボランティアセンターが実施する研修の受講者数となっております。市民の主体的参加を推進するための意識の醸成やきっかけづくりとなる内容の研修ということです。

目標値につきましては、基準にしている2016年度の受講者数が計画策定時点において最も多かったので、この数を維持し、2023年度までの期間の累計で8万人を目指しております。

2018年度、2019年度は、いずれも1万3, 000人以上の受講者になっておりましたが、2020年度以降は、コロナの影響により、研修の実施や集まれる人数が制限される中、研修の受講者数も3, 125人と5, 677人となっております。

続きまして、施策3の重層的な見守りや支援活動のためのネットワークの推進です。

こちらの指標としては、見守り協定を締結する事業者数となります。相手方があることですので、毎年、1社と締結するということで、2023年度までに15社と見守り協定を締結することが目標となっておりますけれども、昨年度、新たに4社と協定を締結しておりまして、合計で18社となったので、既に目標は達成しております。

なお、現時点で既に1社と協定をさらに締結しましたので、合計で19社となっております。

また、協定を締結した事業者からの通報事例としましては、昨年度は37件となっております。

続きまして、基本目標2の暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えますの施策4の誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる体制の整備です。

こちらの指標としては、除雪が困難な世帯の地域での生活を支援するための制度である

福祉除雪の協力員数となっております。計画策定時に2023年度時点で利用世帯数が6,000世帯と見込んで、協力員1人当たりの平均担当世帯を1.5世帯を維持するための協力員数として4,000人を目標としております。

担い手として期待される方への制度の周知啓発のための資料を送付するなどの活動をすることで2021年度の協力員数は3,435人となり、福祉除雪を必要とした全5,400世帯に対して不足なくマッチングすることができております。

続きまして、施策5の生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実です。

こちらは、前回の計画策定の際、生活困窮者自立支援計画を統合した部分で、五つの指標が引き継がれて設定されております。

生活困窮者の新規相談件数、個別支援プラン作成件数、生活困窮者の就労者数などについては計画策定時期の伸び率から2023年度の目標値を設定しておりまして、生活困窮者が地域社会の中で孤立することなく、自立に向けた支援につながるための取組を進めております。

コロナ禍においては、特に生活困窮者の新規相談件数の増加が顕著でして、2021年 度は各区役所において生活困窮者のための出張相談会等が開催されております。

続きまして、施策6の多様な福祉課題に対応する相談支援体制の充実です。

数字的な指標の設定が難しかったので、計画期間内に仕組みを構築することとしておりましたが、2021年度はワーキンググループによる体制構築に向けた検討を行いまして、その結果として、区役所に複合的な課題や制度のはざまの問題などの支援調整を行う部署を設置することとしまして、2022年度から北区、東区をモデル区として事業を実施しております。

続きまして、ここからは基本目標3の安心・安全で暮らしやすい環境づくりを進めます という基本目標の施策7の市民にやさしい生活環境づくりの推進です。

こちらの指標としては、札幌市では福祉のまちづくり条例に基づいて公共施設のバリアフリーを進めているのですけれども、あわせて、市民への啓発や情報の周知を通して偏見や無理解という心のバリア解消にも努めておりまして、出前講座を想定し、心のバリアフリーに関する啓発活動を2016年度実績プラス1回の5回を毎年行い、6年間継続し、2023年度までに累計30回を目標としております。

2021年度は、出前講座を4回、心のバリアフリー研修を3回実施しております。 続きまして、施策8の災害時にも強い地域づくりの推進です。

こちらの指標としては、災害時に自ら避難することが困難な方が速やかに避難できるよう、特に支援を要する方たちを掲載した名簿情報を地域の団体に提供し、災害時の避難支援に役立てていただく要配慮者避難支援対策事業に関する説明会を実施し、避難支援に取り組む団体の増加を目指すもので、2018年度より2割程度多い年間96回を6年間継続し、2023年度までに累計576回を目標としております。

説明会の実施回数としては、コロナウイルスの影響で2020年度は21回、2021

年度は27回となっております。

そのほか、各施策の主な取組の実施状況については資料の6ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

- ○畑会長 こちらは現計画の進捗状況ということでございますけれども、皆様からご意見、 ご質問、ご確認等はございませんか。
- 〇山本委員 施策4の誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる体制の整備のうち、日常生活自立支援事業の推進と市民後見人養成の推進という二つについて意見があります。

まず、日常生活自立支援事業についてですが、地域の認知症や精神障がいを抱えている 方の支援をされている方から、日常生活自立支援事業を使いたいと希望しても、躁鬱病な どで対応するのが難しい方についてはなかなか受け入れてもらえない、あるいは、制度上、 使えることも十分にあり得そうな、要は判断能力を完全に失っていない方でも対応が困難 な方については断られている実情が結構あるのではないか、日常生活自立支援事業が使え ないという問題意識が話されていますので、もう少し積極的な活用をしていただきたいと いう意見です。

加えて、この後の市民後見人の要請にも関わることです。日常生活自立支援事業というのは、恐らく、社会福祉協議会がサポートされているのかなと思うのですけれども、予算の問題なのか、人員の問題なのか、手が回らないということが奥にあるのかなと思いましたので、予算の増額をしていただきたいと考えております。

次に、15ページの(3)の市民後見人養成の推進についてです。

私は、外部委員として、市民後見人運営委員会の委員も4年ぐらい務めております。コロナ禍で市民後見人の数自体は非常に増えております。ただ一方で、市民後見人の受任人数は大幅に増えているわけではなく、市民後見人の方はなりたくてもなれないという事態が起こっています。

その原因は何かというと、結局、市民後見人だけで活動するかというと、そういうことではなく、社会福祉協議会の担当事務の方が報告書がきちんとでき上がっているのか、あるいは、通帳の確認を行っているのが実情です。ただし、社会福祉協議会の事務員の数が少ないので、少ない人数でたくさんの後見人を支えることができないため、市民後見人の数がなかなか増えていないということです。

施策4の(1)と(3)の推進には、社会福祉協議会等、各種団体に対する支出、予算の増額がない限り、これらはなかなか進んでいかないのかなと思いますので、予算の増額を検討していただければと考えております。社会福祉協議会も外部団体だと思いますので、予算の問題はあるかと思いますが、ぜひご検討をいただければ幸いです。

○畑会長 今いただきました意見は、現計画の進捗状況に関し、現場で生じている課題についてご報告していただいたと認識しております。ただ、現計画にということよりは、次期計画に向けたご意見ということでつなげていけるかなと思いました。具体的にそれを検

討していくのは次回以降になるかと思いますけれども、しっかりと議事録で押さえておいていただき、今後の議論に活かしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 現計画に関しては今ご報告をいただいた部分と後ろの詳細な部分でしたが、数値で言いますと、コロナ禍という状況の中、十分に達成できていないように見受けられるかもしれません。しかし、その点だけで達成できた、できなかったという評価は非常に難しいというのは皆さんにご覧いただいたとおりかと思います。これをいかにして次期計画の評価指標や評価の考え方に活かしていけるかが重要になってきます。もちろん、達成できた数字に評価できるものもあるかなと思いますけれども、4ページにあるような生活困窮者の新規相談件数がコロナ禍で爆発的に増え、目標値よりもはるかに上回っていることは本来望ましくない状況だとなりますので、通常の状況においてしっかりと必要な人に必要な支援が届けられる状況とは異なる様子が生まれてきてしまったということも踏まえつつ、次期計画においてどのように評価していくかも検討していきたいと思います。

ですから、現計画の進捗をご覧いただいた上で、次回以降、具体的なご意見をぜひいただきたいと思います。

続きまして、(2)に移ります。

まだ途中段階になってしまいますが、「地域の福祉活動に関する市民意識調査」の実施 について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(横山福祉活動推進担当係長) それでは、説明をさせていただきます。 資料2をご覧ください。

次期地域福祉社会計画の策定に当たりまして、審議会で審議の基礎資料としていただく ために市民意識調査を行っております。

対象は無作為に抽出しました16歳以上の市民3,000人で、調査方法としては郵送により行われておりまして、調査期間は9月30日から10月16日までとなっております。

現在、委託事業者において集計作業などが行われております。

主な質問内容としましては、5にありますとおり、市民の地域福祉活動への参加状況や 意識などを把握するためのものです。

有効な回収見込みは36%となっております。前回の計画策定時に行った市民意識調査の回収率とほぼ同じでして、前回は38.8%です。

12月下旬に調査結果報告書が完成予定です。

実際の調査票は、参考資料1のとおりです。

○畑会長 こちらは、実施し、集計中ということになりますから、皆様から具体的なご意見を出していただくことは難しい状況かと思いますけれども、ご質問等があれば確認させていただければと思います。

また、事前に確認が不十分だったのですけれども、今後、集計していただく中でここと ここはクロス集計してみてもらいたいといったオーダーを審議会から出すことは可能なの でしょうか。

- ○事務局(横山福祉活動推進担当係長) 可能です。
- ○畑会長 それでは、皆様で内容を確認していただいて単純なサマリーの集計だけではなく、クロスして見てみたいものがありましたらご意見としていただきたいと思います。

実際には出てきてからですかね。

1 点確認しますが、前回にやったときと質問項目が対応しているものは時系列での変化 も算出されますか。

- ○事務局(横山福祉活動推進担当係長) 同じ質問項目であれば単純な比較は可能です。
- ○畑会長 幾つか入っていますよね。
- ○事務局(横山福祉活動推進担当係長) はい。
- ○畑会長 分かりました。そういったものもにらみながら次期計画に活かしていきたいと 思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、(3)に移ります。

第5次札幌市地域福祉社会計画改定の方向性についてで、まさにここからが次期計画策定に向けた議論の本丸の第一歩となってまいります。まず、現状として考えている基本的な方向性について事務局でまとめていただいておりますので、資料に基づいてご説明をお願いいたします。

○事務局(横山福祉活動推進担当係長) それでは、説明をさせていただきます。 資料3をご覧ください。

今回の審議会では、こちらの資料を踏まえ、計画の基本理念と基本目標について議論していただこうと思っております。

まず、1で簡単に地域福祉を取り巻く現状と課題について触れておきたいと思います。 札幌市の65歳以上人口の比率が現在の計画の策定作業をした際に使用した平成27年度で24.8%であったところ、令和2年度は27.4%であり、2.6%上昇しております。5年後には29.5%になりまして、10年後には31.3%になる見込みとなっております。

逆に、15歳未満の人口は、平成27年度に11.3%でしたが、令和2年度に10. 9%、5年後は10.3%、10年後は9.5%になる見込みとなっております。

このように、少子高齢化が進行している中、地域住民の支援ニーズは複雑化、複合化してきております。こうした表現は国が使っている表現になるのですけれども、このことが後で説明いたします包括的な支援体制の整備につながってきます。

続きまして、2の改定にあたってのポイントです。

厚生労働省のガイドラインや社会福祉法改正の動向など、押えておくべきことをまとめております。

まず、厚労省の地域福祉社会計画策定のガイドラインが(1)となりますが、市町村地域福祉社会計画は地域住民に最も身近な行政主体である市町村が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするということで、地域福祉計画の内容について説明されております。

続きまして、(2)の市町村地域福祉計画に係る社会福祉法の改正の動向についてまとめておりまして、特に現計画策定後の改正についてとなります。

社会福祉法第107条には社会福祉法に盛り込むべきものが記載されているのですが、 2018年にこちらが改正されておりまして、包括的な支援体制の整備が地域福祉計画に 盛り込むべきものとして追加されております。

この包括的な支援体制の整備の内容は三つありまして、(1)から(3)まであります。 (1)は、住民に身近な圏域において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決 を試みることができる環境の整備です。(2)は、住民に身近な圏域において地域生活課 題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備です。(3)は、多機関の協働による市 町村における包括的な相談支援体制の構築です。

特に、(2)と(3)は、先ほど説明した支援ニーズの複雑化、複合化が前提となって おりまして、制度の枠組みから見たら制度のはざまやまたがっている問題が発生するので、 相談を包括的に受け止め、協働で支援していきましょうというようなことが求められてお ります。

なお、(1)から(3)のような取組、特に(1)の取組についてはこれまでも様々な 地域で実施されてきたと思われますが、それぞれについて、点ではなく、連携して面とす ることでより効果的な支援体制が構築されるということが国の見解となります。

こういった連携については、この後の基本目標のところでも触れます。

続きまして、2020年の社会福祉法の改正についてです。

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人一人が望む方法で地域や社会に参加する共生する社会の実現を目指すものとして地域福祉の推進が共生する社会の実現を目指すものとして規定されております。

これまで、2018年の日本一億総活躍プランの中でも共生社会の実現がうたわれましたし、2000年の社会福祉法の改正でも、地域住民は、福祉事業者や福祉活動者と相互に連携し、あらゆる活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉の推進に努めなければならないといったことが規定され、住民が地域の活動に参加する共生社会的な規定はあったのですけれども、2020年の改正で地域福祉の推進は共生社会の実現を目指すものと明確に規定されまして、次期計画はこれらの社会福祉法の改正の動向も踏まえた内容に

なります。

なお、本日欠席されております中村委員からは、共生社会の具体的な姿の理解が統一されていないのではないかというご意見をいただいております。また、共生社会を一定の人が使えるものとするのではなく、いろいろな人がいる中で、それぞれの健康状態や生活レベルにおいても充実した時間を送ることができるような社会と考えているともおっしゃっております。

社会福祉法第4条第1項では、地域住民同士が人格と個性を尊重し合い、一人一人が望む方法で地域や社会に参加する共生する社会という表現が使われておりますので、中村委員のイメージに近いものかなと思っております。

続きまして、(3)ですが、令和3年3月に札幌市の成年後見制度利用促進基本計画が 単独計画として策定されましたが、こちらを次期札幌市地域福祉社会計画と一体的に整備 させていただきます。

成年後見制度の利用促進は、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を基本スタンスとしておりまして、国の成年後見制度利用促進基本計画でも多様な主体と連携を進める観点から地域福祉計画と一体的に策定することが例示されております。

札幌市では、地域福祉社会計画2018という現計画を策定する際、生活困窮者自立支援計画と一体的に整備しておりますので、今回も計画の一部として成年後見制度利用促進基本計画を入れ込んで、一体的に整備することといたします。

なお、成年後見制度利用促進基本計画の内容については、別途、部会で議論が行われます。

続きまして、3の改定の方向性についてです。

今回の審議会では、計画策定に当たって現計画の体系をベースにし、基本理念と基本目標について議論していただこうと思っております。そのために、(1)で計画の基本理念を考えるに当たって計画のターゲットとコンセプトを確認させていただいております。

先ほどちらっと説明させていただいたガイドラインにあるとおり、地域福祉社会計画は地域生活課題解決のための施策などを計画的に整備するための計画となっておりますので、ターゲットはその地域の構成員である地域住民等となります。一方、ガイドラインでは地域福祉推進の主体が地域住民であることも明記されております。ですから、資料には矢印と太字としておりますとおり、地域住民等が地域福祉推進の主体であり、計画のターゲットとなります。

このように、地域福祉推進のターゲットである地域住民が主体的に地域福祉推進の活動をすること自体が地域共生社会を表わすことになりますが、2020年の社会福祉法の改正によって地域福祉の推進は共生社会の実現を目指すものと明記されましたので、矢印と太字で記載しているとおり、計画のコンセプトとしては地域福祉の推進、イコール、共生社会の実現となります。

これらをコンセプト、ターゲットとし、次期計画を策定することになりますが、それが

そのまま計画の基本理念の核の部分になります。次期計画の基本理念については未定ですが、基本理念の核となるコンセプト、ターゲットについては、書いてあるとおり、地域福祉の推進の主体かつターゲットが地域住民であること、地域福祉の推進は共生社会の実現を目指すものとなります。

ちなみに、現計画の基本理念は、破線のところに書いておりますが、「みんなで支え合って住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」としております。地域で支え合って暮らすための計画でして、現計画の基本理念としても共生社会を踏まえたものとしております。

続きまして、(2)の計画の体系についてです。

計画の体系については特に決まりはありませんが、札幌市のこれまでの計画の体系を踏まえ、基本理念があり、その実現のために基本目標を定め、その目標達成のために施策を展開していくこととしたいと考えております。他の政令市の計画を見てもこれに近い形が非常に多くなっておりますし、基本目標まで定まればそれ以上細分化しなくても必要な取組が決まってくるとも思っております。

続きまして、(3)です。

体系はそうするとして、どのような基本目標を立てるかです。

ガイドラインや社会福祉法に基づく基本理念から地域福祉計画は地域住民等を主体とし、 共生社会の実現を目指すものとされていること、また、包括的支援体制の整備の中で地域 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備が求められ ておりますので、太字のところのとおり、地域福祉推進のための住民の主体的な活動に対 する支援や環境整備についてを目標として定めるべきだということで、こちらを基本目標 Iとしております。内容としては、住民の支え合い活動やボランティア活動などに対する 支援や環境の整備です。

二つ目の目標ですが、ガイドラインや地域福祉計画では地域福祉課題解決のための施策を整備することが求められていること、また、包括的支援体制の整備では、包括的な相談支援体制の整備が求められておりまして、太字のところのとおり、地域課題解決のための公的な施策の整備や地域生活課題に関する相談を受け止める体制の整備も目標として定めるべきであろうということで基本目標IIとしております。内容としては、地域課題解決のための公的な施策や体制の整備となります。

三つ目の目標ですが、包括的支援の整備では、多機関の協働による相談支援体制の構築が求められていること、また、包括的支援体制の整備の内容である地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備などの取組について、点ではなく、互いに連携させ、面として実施することで効果的な支援体制が構築されるとされていることから、国の見解とはなりますが、太字のところのとおり、地域の主体的な活動をつないだり、公的な対応で関係者が連携したり、先ほどの基本目標 1 や基本目標 2 の取組、組織など、施策をつなぐような取組を基本目標 Ⅲとして定めたいと思っております。内容

としては、住民活動の情報交換や地域課題解決のための多機関協働となっております。

まとめたものが四角の枠内に書いておりますが、次期計画の基本目標としては、この三つを上げさせていただきたいと思っておりまして、基本目標 I が住民等の主体的な活動に対する支援、環境整備、基本目標 II が公的な施策の整備や体制整備、基本目標 III は、連携となりますが、組織や施策をつなぐ取組となっております。

次のページに現計画の基本目標を掲載しております。

先ほどの進捗のところでも触れましたが、現計画の基本目標は、市民が支え合うぬくも りのある地域づくりを支援します、暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確 な支援ができる体制を整えます、安心・安全で暮らしやすい環境づくりを進めますの三つ です。

一つ目と二つ目は今回と似たようなものとなりますが、三つ目は環境の整備みたいな内容となっております。

その下に丸が三つある図がありますが、こちらが次期計画の基本目標のイメージです。 基本目標 I や基本目標 I の取組や体制などを基本目標 I で連携するような感じです。

4は、次回の審議会での議事案です。

今回の審議会では、今説明した内容を踏まえ、基本理念や基本目標について議論していただき、次回の審議会で決定する予定です。さらに、次回の審議会では、計画の概略が分かるような構成案も示させていただき、そちらの議論もしていただくことを予定しております。

○畑会長 それでは、主に資料3に関しての議論を行いたいと思います。

あくまでも、今回は、考え方の基本的な方向性の提示でした。次回、この方向性に基づき、基本理念や基本目標を決定していくことになりますが、現時点において、方向性としてこういったものを盛り込んだほうがいいのではないか、ここはどう考えればいいのだということを出していただければ、次回に活かせるのかなと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

皆様、いかがでしょうか。

- ○加藤委員 二つあります。
 - 一つ目は、省庁の再編についてです。

こども家庭庁が創設され、子どもの施策が一元化されていくということですよね。これは地域福祉社会計画なので、直接的に関係しないかもしれないですけれども、この間から話題になっているヤングケアラーのことなど、様々な問題が出てきて、こども家庭庁に集約化していくという方向に流れてきているかと思います。そういう意味では、現計画から新たな計画を策定するに当たり、法律の改正などについて説明されましたけれども、具体的なものがあるのであれば、それも考慮していただきたいと思います。

二つ目ですが、私どもが現場でいつも困っていることについてです。例えば、資料3の2の(2)の社会福祉法の改正の動向の包括的な支援体制の整備のところで地域課題を包

括的に受け止める体制の整備とあります。今、私どものところでは、認知症のお父さんと それを支える要支援の夫婦がおりまして、認知症のお父さんを施設に入れてしまうと、年 金がなくなるので、要支援のおばあちゃんが暮らしていけないということがあるのです。 そのとき、この世帯をどうするのだという視点で福祉を考えていかなければならないので す。

今までは、どちらかというと、認知症のお年寄りの生活をどうしていくのだというとき、 入所させ、グループホームで生活させたほうがいいというようなことで解決していたのか もしれないのですが、残された奥さんはどうやって生活していくのかという問題はあるわ けですし、変な話、それは知りませんよという話にはならないのです。

包括的なということは、悪い言い方をすると、縦割り的な、個人の問題だけを見ていく ということに流れがちでして、地域でということで考えていくのであれば、世帯でという ような視点もあったほうが我々としては助かります。

キャッシュカードがなくなったので、再発行してくださいということで銀行に行くのです。でも、銀行の方はそれを分かっていて、誰々さんが来ていて、地域包括支援センターの相談員の人、来てくださいということで解決していっているのですね。世帯で見ていくとき、おじいちゃん、おばあちゃんはどうやっていくのかということです。

また、ヤングケアラーの問題はまさに世帯の問題ではないかなと思っていますけれども、 そうした視点で考えていただきたいと思います。

最後にお願いです。

この計画に関する様々な研修をやったと2018のほうでは出ています。我々としても研修をやっていただくのは非常にいいと思っておりますが、その研修が福祉にどのくらい役立つかです。例えば、ボランティア研修と先ほどの市民後見人ですが、市民後見人の研修をやってどれだけ結びつき、それがどうなっていくのかです。研修をやったということに力を入れるのではなく、それがどう福祉に結びついていったのかをこれからは重要視しないといけないのではないでしょうか。研修を何人受講しましたということだけでは地域福祉力の向上につながっているとは言えないのかなと思いますので、ぜひ、そういう視点も取り入れていただきたいと思います。

○畑会長 まず、1点目ですが、児童福祉法の改正で令和6年度から本格的に様々な施策が開始されていくことになりますけれども、地域福祉のほうでも視野に入れていくことが必要なものもあろうかと思います。ただ、基本目標というよりはもう少し下の施策段階も含めて検討することが当然必要だと思います。また、その中で今おっしゃっていただいたようなヤングケアラーを含めたことの視点が求められてくると思いました。

加えて、世帯単位の支援というのはまさしくそのとおりでして、それを無視することは 今後の地域福祉ではあり得ないと思っております。一方、世帯といったとき、単独世帯も 札幌市ではかなり増えてきております。そのため、基本目標でそれがあまりに出過ぎるの もどうかと思っております。単独であっても世帯は世帯ですけれども、誤解されてしまう ことがないよう、見せ方については気をつけたいところですね。ただ、それは加藤委員に おっしゃっていただいたように、世帯全体をしっかりと見た包括的な支援が薄れてしまわ ないよう、バランスに気をつけなければなりません。

そして、評価についてですが、数の評価ではないというのは篠原副会長がこだわりを持って今後進めてくださると思います。資料1-2の2ページの一番下のところがまさに重要なのかなと思いますが、見守り協定を締結する事業者数が重要なのではなく、一番下の行に書いてある37事例の実績があったということが非常に重要になってくるだろうと思います。

一方、なかなか評価は難しいのですけれども、目に見えないふだんの声かけが変わってきているといったことをこの計画でどう評価の視点として盛り込んでいくかも求められてくるかと思いますので、それも含め、今いただいたご意見を基に具体的な施策につなげていければと考えます。

それ以外に、あるいは、加藤委員の意見に加えてでもいいですので、皆様から積極的に ご意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○長崎委員 基本目標についてはおおむねいいのかなと僕は思いましたが、1 点確認です。 地域住民というのは、概念としてはその地域に住んでいる方ということでいいのですか。 ○事務局(横山福祉活動推進担当係長) 地域住民だとそうですけれども、「等」とつけ ておりまして、社会福祉法人などで福祉事業をされている方や福祉活動をされている方も 含めております。
- ○長崎委員 それを聞きたかったのです。

例えば、私は東区に住んでいますが、北区の事業所で働いているのですね。そうすると、 北区の住民の方と接する機会が多く、住んでいる東区の地域住民と接する機会はほとんど ないのです。そうなりますと、基本目標Ⅲの組織や組織のつながりですよね。

社会福祉法人では、BCPの策定など、地域とつながりを持ちなさいというような介護 保険法の施策もあるのです。でも、つながりを持ちたいのだけれども、なかなか持てない 事業者もいます。

先ほどの報告であったとおり、協定を締結した事業者数はすごく増えていますよね。これは地域貢献ということもあるのかなと思うのです。

また、先ほど加藤委員からありましたことです。僕はケアマネジャーをやっているのですが、ATMの操作が分からないという人も増えております。登録すると、この人が来てくれて、窓口で言ったらやってくれる、あるいは、銀行にも協定を締結してもらい、高齢者や認知症の方がサポートをするなど、地域住民だけではなく、地域の企業や法人とのつながりをどうつくっていくのかが今後の札幌市にとってはすごく大事なことなのかなと思って聞いておりました。

○畑会長 まさしく、地域住民等の「等」についてです。

事業者のイメージとしては、保健・医療・福祉に偏ってしまっているような書き方にな

っている印象もあるのですが、地域福祉の担い手は決してそうした分野だけではないということです。今、金融機関である銀行が出されましたけれども、それ以外にもいろいろな企業がCSRとして社会貢献活動に非常に前向きになってきておりますので、それらをいかに巻き込んでいくかも大切かと思います。

また、日中人口で考えるということもあります。日中となりますと、札幌市には江別市の方などもたくさんいらっしゃいますよね。その方々は江別市民ですけれども、日中は札幌の企業や事業者として札幌市の住民等に含まれてくるわけです。そうした方々もきちんと入れ込み、基本目標Ⅲで考えている連携のところでしっかりと考えていけるよう、検討を進めていけば非常にいいのかなと思いました。

ほかにございませんか。

○菱谷委員 読ませていただき、2点ほど思ったことがありまして、地域福祉を担う一つのセクターとして発言させていただきます。

基本目標を考える上では、もちろん、国の動向や法改正の動向、全国的なトレンドを踏まえるのは当たり前ではあるのですが、何といっても札幌市の計画なのです。でも、今、札幌市ではどういう課題を抱えており、どういうアプローチを取るのかという視点がなかなか見えないなと思いました。アンケート調査をするということもあるのですけれども、少なくとも、1の地域福祉を取り巻く現状と課題のところのことしか見えないのです。

例えば、前回の計画から大きく変わることはコロナ禍があると思うのです。生活困窮者の増は物凄く、貸し付けの方も多いですし、外出できなくなり、虚弱化しているといいますか、フレイルということもありますが、どの程度深刻化しているかをきちんと把握し、どういうアプローチを取ったらいいのかという視点が欲しいなと思いました。

多分、はざまの事案と言われましたが、それが深刻化しているとして、そこにどういう アプローチをするのか、今つくるのであればそうした視点が大事になるのかなと思って読 ませていただいておりました。

2点目は、先ほど畑会長からもありましたけれども、地域福祉の担い手についてです。 行政もそうですし、我々社協もそうですし、地域の団体、公的団体、住民もそうです。しかし、社協で活動していますと、企業の方の地域貢献意識、あるいは、SDGsに始まるようなものがあって、それが自分の企業の業績を上げていくのだと変化しているところもありますので、これからの時代を考える際には担い手として見ていただきたいと思っております。

特に、今、担い手の不足が言われておりますので、そうした民間企業をどう取り込んでいくか、そして、お互いにウィン・ウィンの関係をどうつくっていくのかという視点もぜ ひ意識していただけたらと思います。

○畑会長 1点目は、まさしく札幌市としてということで考えていくべき点ですが、プラスで調査をすることは日程的にもかなり厳しいということがあるかと思います。では、そのとき、そういう問題をどのようにピックアップしていくかですが、現計画の評価が重要

になってくると考えております。

先ほども言ったとおり、生活困窮者の新規相談件数が爆発的に伸びてきているわけです。 これを低下させていく、少なくしていくという目標とするのか、あるいは、件数があった としてもそれをサポートしていくほうに重点を置くのかなど、方向性はいろいろとあるな と思います。

これには2022年度の実績が載っておりませんが、今後、具体的に検討を進めていく中では2022年度の実績も踏まえ、現計画の実績に基づき、次期計画に活かしていくことができればいいですね。

また、私の理解がずれていなければということですが、地域福祉社会計画には難しさがあります。それは何かというと、計画の中にそれぞれの施策があり、事業が実施されているように見えるのですが、実際には各事業は計画に基づいて動いているのではなく、ほかのいろいろな施策として行われているものを計画の一部として位置づけているという組み立てなのです。地域福祉社会計画をつくったからこの事業を立ち上げますとなる事業はあまりなく、もともとやっているものを地域福祉社会計画として集約して見せることになっているということで、別の視点から見たとき、地域福祉社会計画から新しく事業を立ち上げていくというアプローチが取りづらいという難しさがあるのです。

ですから、次期計画を策定していくプロセスの中でどう位置づけていくかです。要は、 今までこの計画には位置づけていなかった事業にまでちゃんと目を向け、この計画の一部 としてしっかりと位置づけることで計画全体をより体系的なものにしていくかというとき に委員の皆様の知見やご意見が重要になってきますので、そういったことも含め、ご意見 をいただきたいと思います。

菱谷委員からいただいたご意見は、札幌市社協だからこそ見えているものもあったかと思います。また、お越しいただいている委員が持たれているものもあるかと思います。最初にあった山本委員からのご発言も実績を踏まえたものだったと思いますので、それらにしっかりと基づき、次期計画をつくっていければと思いますし、基本目標自体が見えてこなくても、そこにひもづいておりてくる施策の中にしっかりと位置づけていくことを意識していきたいと思いました。

私の理解ではずれていること、あるいは、それだけだと足りないのではないかということがあればさらにご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菱谷委員 かなり理念的な計画ということもありますので、そうした側面もかなりのウエートを持っていると思っております。私も前回の計画策定に携わっておりますので、その辺は十分に理解しているところですが、やはり、時代の変化や社会の状況などもあります。

例えば、はざまの話で言いますと、現計画の実績の評価のところにありましたけれども、 今年度からは、各機関と連携し、行政内でも連携するため、北区や東区に調整機関を設け ているということでしたよね。それでは、そこではどうなっているのか、分からないとこ ろもあるのですが、どういう方向でいろいろな部署と連携していくのか、新たな要素も組み入れながら計画を眺めていければと思っての発言でした。

〇畑会長 現計画で非常に悩ましいなと思うのは、三つの基本目標があるわけですが、次期計画の基本目標 I も基本目標 I もそんなに変わらないのです。しかし、本来、現計画の基本目標 I と基本目標 I でぬくもりのある地域づくりを支援、地域住民に寄り添い、的確な支援ができる体制を整えますとあって、これは目的ではなく、目標なので、達成できていれば、これはできているから、それでは、次にどういうことが必要なのかという目標が必要になってくるはずなのです。でも、あまり変えていないというのは、それが達成し切れていないという自己評価に立ち戻らざるを得ないからだと感じています。

全部をコロナのせいにできないところもあるかと思います。では、逆に、できたものは何かということを踏まえ、できていないことについてはさらに重点的に資源を投資していくという考えで計画をつくっていかなければ、いつまでたっても、次期計画でも、その次の計画でも同じ目標を立て、やっていることはあまり変わらないということになってしまいかねません。そういうことのないように積み上げていけるよう、計画について検討していければと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

今日のご発言していただいた内容は議事録としてしっかりと残します。今日の時点です ぐにレスポンスをいただき、こうするというふうな議論にはしておりませんけれども、次 回の資料には確実に引き継がせていただきたいと思いますので、ほかにご意見があれば、 ぜひご発言をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○篠原副会長 加藤委員が先ほどおっしゃっていた成果の指標についてですが、次期計画 についてはもっとしっかりとした目標を掲げていってはどうかと思っています。

例えば、先ほどの話もそうですけれども、災害時の避難行動支援の仕組みづくりは、昨年、法制化されました。つまり、自治会や町内会に対して働きかけをした回数が幾ら多くても、結局、計画が策定された件数が増えないことには意味がないわけです。ですから、この二つは両方とも評価すべきだと思うのです。職員や関わっておられる方々、そして、研修をお受けになる自治会、町内会の方々がたくさんいらっしゃるということは一つに評価となると思うのですけれども、その結果、どのように計画策定にまでつながっていったのか、いわゆる結果と成果をしっかりと指標に入れることが必要なのではないかと思っています。

最初の現計画の進捗状況のところで山本委員からご発言がありましたけれども、例えば、 市民後見人、そして、日常生活自立支援事業の支援員のどちらも市民の方々がなれるわけ です。そうしたとき、それを支えていくスタッフの方々の予算がもしかしたら取れている のかもしれません。でも、募集しても職員として来る方がいないのかもしれません。つま り、幾ら予算を取っていても人員が不足している状況ではその仕組みは成り立っていかな いわけです。 また、人員や予算の関係だけではなく、しっかりと採用に至っているかどうか、その人たちがどのようなアプローチをかけているのか、その結果、どう支援が講じられていくのか、一つ一つの事業が確立できているのかという成果指標を設けることが必要なのではないかと思っております。

それを踏まえ、資料3の最後のページにあります基本目標Iから基本目標Ⅲのイメージ 図についてです。

先ほど事務局から基本目標 I があり、基本目標 II があって、それを連動させる基本目標 III がありますという説明がありましたが、 I と II でも絡み合っているところがたくさんあるのではないかと思っています。例えば、基本目標 II には、施策の例として、生活困窮者の自立支援と成年後見などと書かれています。生活困窮者自立支援事業の中では、子どもたちに対する学習支援や就労支援、さらには居住支援も出てきます。しかし、それを行っていこうとすると、民間事業者やNPOやボランティアの力がどうしても必要になってきますので、そういう人たちが活躍できる環境整備は基本目標 I とも連動してくると思うのです。そして、同じように、成年後見の市民後見人、日常生活自立支援事業の支援員も、支援員登録や市民後見人の育成については基本目標 I にも相当絡んでくるものだと思います。ですから、この基本目標 I から基本目標 III が相互に連動し合えるような施策の展開をイメージするといいかなと思っております。

さらに、先ほどもありましたが、札幌市としてどのような地域生活課題を抱えているのか、どうありたいのかについてはこだわるべきだと思っています。そのためにアンケート結果を集計し、整理することには賛成ですが、一方、例えば、地域課題を地域ケア推進会議で取り上げているわけです。あるいは、自立支援協議会などでも地域課題が整理されているのではないかと思います。さらには、子育て支援総合センターでの支援会議の中でもそういった話がもしかしたら出てきているのではないかとも思うのです。

そして、困窮者への支援に関しても、支援会議の中で、本人が抱えている課題だけではなく、周りを取り巻いている地域環境に課題があるということの整理もできているかもしれません。あるいは、民生委員児童委員協議会や要保護児童対策地域協議会などでも地域課題が何かしら整理されているのであれば、そういったものも各施策や基本目標に関連させていける書き方や整理の仕方をすることで全体的な札幌市の地域福祉社会計画になっていくのではないかと考えますので、そうしたことも検討していただければと思っております。

○畑会長 ばっちりまとまってしまった感じで皆さんとしては発言しづらくなってしまったかもしれませんが、そういうことではございませんので、ぜひ発言しておきたいことがあれば今日の時点で出していただければと思います。

○小川委員 この計画書は冊子になり、PDFになって、みんなが見られるものになると思うのですが、市民がこういうまちにいるのだということを誇らしく思える内容にしていけるかということを考えました。

今、評価について一通りご説明されたと思います。しかし、コロナという時代でして、 どうにも評価しにくい数字になっているのだと思うのです。でも、計画では成果というも のは次のステップの一つでしかなく、だから今後どうしていくかというものだと思うので す。今ご説明していただいたことを次にどう活かし、だからこうしていくのだよという夢 を持って説明していけるかはこの会にかかっているのかなと思っております。

私の狭い話になりますが、私どもは、市民からどんな相談でも受け付けますということをキャッチフレーズにしておりまして、大変いろいろな相談がやってきます。玄人ではないと入り込めない課題も多く、そのため、別な機関と連携を取るということを繰り返しています。

その中で、地域福祉社会計画ではなく、札幌市の行政での取組だと思うのですが、似たような相談を受け付ける機関は疲弊しております。私どもでは、障がい者やひとり親、そして高齢者が多いわけですけれども、例えば、障がい者は障がいゆえに悩んでいるわけです。一般の社会に照らし、いい悪い、力になるということではなく、その人の特性を分かってあげてどう生きていくのかということは障がい者の相談事業所がやるべきだと思っております。

私たちのところには今にも死にたい衝動に駆られて仕方がないという電話も来ますし、 実際に来て、そう言って粘る人もいます。それは病気だから病院にという話をしたりしま す。また、子どもの頃からずっと続いており、仕方がないとなると障がいの域かなと思っ て相談室に連れていくわけです。でも、電話をかけても予約を入れられないのです。少な い職員の中でやっているからか、予約は3か月先となります。あるいは、今は職員に欠員 が出ており、見通しが立たないと言われ、紹介され、紹介され、4件目くらいで、では、 いらしてくださいと仕方なく言ってくれるということもあります。これは、既存の制度自 体が疲弊しているのではないかと思うのです。お金の周りが露骨です。職員がもう一人い たら、もう少し勉強したり自分の能力を充実させる時間を持てたらという感じでやってい るので、職員が長く続かないということも私たちが見る限り思っています。

ここ二、三年で障がい者の相談事業所がエリアから撤退していくという連絡もやってきますし、次を募集しているということもよく耳にします。そういうことが続いているということで、既存のものをどう充実させていくのか、それはこの計画とは違ったとしても、関連づけて、札幌市はその拡大に努めてほしいのです。それはいきなり何件増やしますではなくても結構なのですが、方向性として持っていただくということはあると思います。

地域包括支援センターとも以前は連絡をうまく取れていましたが、ほんの5年ぐらい間に利用者が相当増えているのだなと実感します。余裕がなくなってきていて、ご相談も増えています。本来、地域包括支援センターの仕事だというものでも、病院の担当者を連れて、地域包括支援センターの担当者と本人を連れていきなりやってきて困っていますと言われることもあります。そんなことでみんながいっぱいいっぱいになっていまして、行政としてどう取り組んでいくか、こう取り組んでいきたいということだけでもいいので、こ

の計画の中にうたっていただけると裾野が広がるのではないかなと思っています。

もう一つ、民間事業者をどうやって取り込んでいくかということです。

先ほど見守り事業者の数が増えましたと言われましたけれども、札幌市内にある事業者 みんなが知っているのかというと、かなり狭い範囲で一件ずつ開拓されているのかなと見 ております。

これは私ごとですが、今週末から、毎週、特別相談会ということで、食料支援をする相談会を実施する予定です。食料支援ということで、コンビニ袋一つを持たせて帰そうということで、ご予算を頂戴し、食料品を手配するのですが、大手スーパーと呼ばれるところにこういう条件で発注したいと片っ端から連絡しましたが、12月はこういう事情で受け入れられないということで次々に断られ、最後に大手1社となり、トップクラスの人まで会いに行けたのですが、その人の一声で食品を譲っていただくことになりました。その方は福祉事業をやっていらっしゃる方でした。ですから、スケールがすごく大きかったです。小売店の中の会員でボランティアを組んでいるものもありますが、そこで取り組んでいます。地震があれば、コロナがあればということで、ビジネスも兼ねて活動されています。それも、同業他社と連携し合ってやっているのです。業界の中で福祉事業をするために手を結ばないかと言ったら、ライバル大手とみんなで一緒にやっている事業が幾つもあると聞かされ、私は圧倒されて帰ってまいりました。ですから、そういうところを巻き込んで何かをしていければと思っておりますし、見守り企業を見つけていくというだけではなく、いろいろなことができるのかなと思いました。

先ほどは福祉現場の人間が疲弊しているという話をしましたが、そういうところにも研修に行くためのインターンシップ的なものや助成を組んでいただくということも可能だと思いますし、いろいろなことで民間企業と連携していけるのではないかと思います。ただ、この計画の一番の難点は周知が浅いということだと思います。これで取り組まれているもので私が知っているのは除雪の募集で、これはすごくまめに周知されているなと思っておりますが、それ以外のものは、ああ、こういうものがあったなと思うぐらいで、ふだん、どこで声をかけられているのか、いま一つだなと感じます。でも、そういうときに民間の手を借りていくということです。お金を使うだけではなく、どうウィン・ウィンの関係をつくっていけるのかが要点なのかなと思いました。そうしたことも含め、今後は広く見ていただければと思います。

基本理念や基本目標はこのとおりだと思いますが、その方向性をどう広げて見せられる かが今回のテーマなのかなと思っています。

○畑会長 非常に重要な視点だと思って聞かせていただきました。

各委員から出されたご意見で共通しているのは、現場レベルで起きている様々な困り事や困難な状況です。よく耳にするものばかりというのが正直なところですが、では、数字としてどれぐらいなのかはどこに集積され、どこでその情報が管理されているのかがあまり見えない気がしています。

例えば、地域ケア会議でいえば、地域ケア推進会議で上げていくということがありますけれども、数字についてしっかりと把握してというより、もう少し感情論的にこうだというような意見が上がってきてしまったり、大事な視点なのですけれども、ソーシャルプランニングの視点から言いますと、ちょっと活かしづらいといいますか、どれぐらいの規模感で予算を取り、どれぐらいの事業スケールでやっていったらいいかが見えづらい情報になってしまっているのかなと少し感じました。

次期計画を立てていく中では、そういう情報をちゃんと集積し、この次期計画策定後は、そういった情報に基づいて計画をつくっていけるような枠組みを次の計画に盛り込んでおかないと、次のものをつくろうとしたときに重要な視点がたくさん出てきつつ、規模感や数が分からないということで具体的な策定にまで活かし切れないということになってしまわないかなと感じましたので、そういった視点も入れ込みながら作成していくプロセスを考えたいなと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

○田尻委員 今ご意見があったように、基本目標や基本理念はこのとおりだと私も思います。

私は、地域に住む町内会員であり、福まちの委員です。札幌市にはいろいろな専門機関があり、相談するところもあり、ボランティアの方もいて、すばらしい関係ができていると思うのですけれども、私のような一住民が、日頃、平凡に暮らし、町内会活動や福まちの活動や民生委員活動をやっていく中で、こうして札幌市から計画が出されたとき、どうやって幅広く地域の人に知らせていくかです。

それを知らせていくのが町内会の役割なのかもしれませんし、福まちが一生懸命やることなのかもしれません。でも、地域の半分以上は聞く耳を持たない実態があると思うのです。

最初のほうで福祉のまち推進委員会が58%ぐらいを設置されているというデータを出されていますよね。これはすばらしい数字だと思うのです。58%の単町で福祉のまち推進活動を展開しているのだなと思いました。私も地域でやっていますけれども、実はそこまで行っていません。この半分ぐらいです。毎年、一つでも上げようと思い、各単町の会長や福祉部長に集まってもらい、区の社協にも支援をいただいて、研修会をやるのですけれども、なかなか数は増えません。

地域や町内会ですばらしいリーダーや物凄くお世話をしてくれる人がいれば、その周りといいますか、その町内は幸せになるのだけれども、極端なことを言うと、どうでもいいと思っている会長の町内会にいるとほとんど情報を得られないということにもなりかねないのです。

札幌市にはすばらしいものがたくさんあるわけですが、どうやって底上げするかに日々 悩んでおります。細かい事例が今後出てくると思いますけれども、こういう方法でうまく いったという地域や事例をぜひ教えていただければと参考にさせていただきたいと思いま した。

○畑会長 既にすばらしいものはたくさんあるということですね。また、小川委員の意見とも一致してくるかと思いますが、いかに周知していくかが計画では非常に重要です。地域住民等の皆さんが活動していくことがなければ推進は果されません。ですから、その周知の仕方ですね。

他方、非常に難しいのは、広く周知してもなかなか伝わり切らないということです。広く浅くでやってしまうと、本当に浅くなり、結局、伝わり切らない、逆に、狭く深くやるとピンポイントで届くわけですが、一部の方だけにしか伝わらず、それで地域福祉の推進が達成されるのかということで、このバランスです。

皆さんからしたら関心のあまりないことかもしれませんが、札幌市のふるさと納税の使途の規定として、札幌市内にある大学への助成がこの11月から始まり、大学に寄附をする際、直接ではなく、ふるさと納税で寄附し、返礼品をもらうということができるようになりました。しかし、これはほとんどの方が聞いたことがないと思います。でも、大学にいる人間としては札幌市からこういう取組を進めたいので、北星学園大学も参加されますかとピンポイントで来るわけです。そして、ぜひ乗りたいということで、それには即座に反応するわけです。

このように、自分たちに直接関係があるピンポイントな情報はずばっと跳ね返せるのです。でも、そうした情報を関係のないところでちらっと目にしたとき、みんなも引っかかるかというと、正直、そうではないと思うのです。

策定しつつ、検討していくことになるとは思うのですけれども、本人からしたら引っかかりにくいけれども、この人に引っかかってくれたらすばらしい成果につながっていくなというところに発信していく方法に関しても検討していかなければ、つくったもののということになってしまいかねません。ですから、その辺についても皆様からご意見をいただければと思っておりますし、このメンバーが重要な役割を果たしていただける可能性があると思っておりますので、こういったものがつくられているということをいろいろな場所で周知していっていただくことにも一役買っていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○髙橋委員 私からは、資料3の第5次札幌市地域福祉社会計画の改定の2番目の項目の 改正にあたってのポイントについてお話をしたいと思います。これはその他もそうで、こ うしたとき、いろいろな関係機関や専門の人たちと一緒に整理していくことになっていま すが、実際にそうした人たちが呼ばれ、こういった計画の策定会議に参加しているのか、 そういう声が全くかかっていないようなのです。でも、そうした人たちの声を聞くことが 大事ではないかと思っています。

その他、いろいろな会議が企画され、催されていますけれども、書面上だけで終わっているといいますか、今、田尻委員もおっしゃいましたが、地域で活動しているボランティアや民生委員、あるいは、社協職員、私も東札幌地区の社協の会長と福まちの委員長をし

ておりますけれども、こういった計画の策定時に声をかかったことは一度もありません。 しかし、これからはそういう人たちの声を聞くことが大事ではないかと思いました。 〇畑会長 あまり幅広く全部から聞き切るには難しさがあって、ある意味では、この場が そのための場でして、ここでぜひ声を届けていただければと思います。また、これ以降、 計画を確定させる前にはパブリックコメントもやっていく予定です。ただ、そのパブリッ クコメントが募集されているということも伝わり切らず、本当は発言したい、声を届けた いという人が気づかず、声を届けられていないことも想像に難くありません。ですから、

周知をいかに行っていくかが重要になってくるかと思います。今いただきました意見も含め、周知をしっかりと行っていくようにしたいと思います。

早くも3時近くになりましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

○篠原副会長 札幌市には、市民自治推進課でしたか、自治会、町内会を担当されている 課がありますよね。令和2年にも町内会、自治会のアンケート調査をされておりまして、 役員の成り手が不足している、役員が高齢化している、特定の人しか活動しないみたいこ とはずっと変わらないわけです。別にそれを変えるためにどうしましょうということはこ の計画に盛り込む必要はないと思うのですけれども、地域の活動の成り手、地域福祉の支 え手である地域住民といったとき、自治会、町内会という既存のコミュニティーに対して のアプローチが非常に多いと思うのです。

でも、札幌には転勤で来ています、長く住むつもりはないですという人たちももしかしたらいらっしゃるわけです。でも、そういった方々や若い人たちやお仕事で町内会活動などに参加しにくい、できない人たちはコミュニティーを持っていないかといったらそうではなく、自分たちなりのコミュニティーを持っているわけです。少年団の活動で知り合った人、パパ友、ママ友みたいなコミュニティーもあるわけです。

地域福祉を考えていったとき、既存の自治会、町内会を通しながらの地域福祉の推進もあれば、社会に対して取組を推進していくという新たなコミュニティーの開拓といいますか、そうしたコミュニティーをしっかりと見定め、そこにアプローチしていくということも非常に大事ではないかと思いました。

例えば、先ほどの見守り協定の締結企業数もそうですが、札幌市内の企業数からこの件数は多いのか少ないのかといったら、もしかしたら少ないかもしれません。でも、札幌市内で福祉事業を行っている人たちが登録してくれたら、それだけでも数字は相当上がりますよね。既存のコミュニティーと同じように、こういった施策を展開していこうといったとき、企業の方々に対して案内を出すとき、一緒に封入するくらいの形で今まで取り組まれていたとしても、ターゲットを地域住民等の「等」をどう捉えるか、これは非常に大事な視点なのかなと思いました。

また、自治会、町内会だけではなく、向こう5年で何が起きてくるかというと、団塊の世代の方々が後期高齢者になるわけです。明日、民生委員の一斉改選がありますが、今期の改選では、何とか後任の方々が見つかるだろうと思います。でも、次期改選時は、継続

したくても年齢要件で引っかかる方々が非常に多いだろうということが全国的に分かっています。そういったところをめがけ、向こう5年なり3年でどういうふうに地域福祉の推進役を育成できるのか、見つけていけるのかも非常に大事な視点だと思っています。ですから、ボランティア講座にしてもそうですし、様々な研修もそうですが、そういったことが最終的にどこに結びついていくのかにも目を向けていけるような計画であってほしいということを付け加えさせていただきます。

○畑会長 具体的な事業、施策に関しては、次期のものよりも後になるものがあるかと思いますけれども、今日のご意見を踏まえると、地域住民等に関しては、社会福祉法に定めがありますけれども、とりわけ札幌市の地域福祉社会計画においては、企業や事業者も積極的に含んだ概念として考えるということを入れ込んだほうが誤解なく、さらに、伝わりやすいということも考えられるということでしょう。

法律でこうだからではなく、あくまでも札幌市としてつくっている計画ですので、そう したことを入れ込み、今皆さんにおっしゃっていただいた内容をしっかりと盛り込むこと を考えたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇畑会長 自分がかなり話してしまって大変申し訳なかったですが、今日いただいた意見を計画策定に活かしていただきたいと思います。次回にご提示する資料には十分に活かし切れないこともあるかもしれませんが、次回以降も見据え、今日の意見を活かしていきたいと思います。

それでは、以上をもって本日の議事を全て終了させていただきます。

4. その他

○畑会長 4のその他ですが、皆様から何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○畑会長 次回開催の実施時期はどうなりますか。
- ○事務局(横山福祉活動推進担当係長) 次回は、2月下旬を予定しております。日程調整は別途させていただきます。
- ○畑会長 早めに調整し、皆さんが参加していただける日とさせていただきたいと思います。

それでは、進行を事務局にお戻しさせていただきます。

5. 閉 会

○事務局(高橋地域福祉推進担当課長) 皆様、長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。今後とも、このように皆様のご協力をいただきながら多くの市民の皆様から賛同を得られるような計画にまとめてまいりますので、引き

続きよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第2回札幌市地域福祉社会計画審議会を閉会させていただきます。 お忙しい中、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上